

特定都市鉄道整備積立金制度

(鉄道局都市鉄道課)

1. 制度の概要

大都市圏においては、通勤通学時の著しい混雑を緩和するため、鉄道の複々線化等の輸送力増強工事を緊急に行う必要があるが、これらの工事は膨大な資金を要するわりには新たな利用者の獲得には繋がらず、収入増は期待できない。

そこで、これらの工事の促進を図るため、「特定都市鉄道整備積立金」制度が昭和61年4月に創設され、さらに、都市鉄道の輸送力の計画的な増強を一層促進する必要があることから、平成6年7月に特定都市鉄道整備促進特別措置法の一部改正（平成6年8月1日施行）が行われ、制度の拡充が図られたところである。

2. 指定、登録等の基準

特定都市鉄道整備促進特別措置法

第十四条 第六条第二項の規定による指定は、民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定により設立された法人その他営利を目的としない法人であつて、次に掲げる業務を適切かつ確実に行うことができると認められるものにつき、その者の同意を得て行わなければならない。

- 一 特定都市鉄道整備積立金の管理を行うこと。
- 二 特定都市鉄道整備積立金の積立てに関する証明を行うこと。
- 三 特定都市鉄道整備積立金の取戻しに関して、取り戻された特定都市鉄道整備積立金の額に相当する金額が確実に整備事業計画に記載された特定都市鉄道工事の工事費に支出されることを確認すること。

3. 指定、登録等を受けた法人

法人等の名称	指定等の時期	法人の連絡先	指定、登録の理由等
社 団 法 人 日本民営鉄道協会	1986年 12月10日	東京都千代田区大手町 2-6-1 朝日生命大手町ビル TEL:03-5202-1406	特定都市鉄道整備促進特別措置法第14条第1項の規定に基づく基準に適合しているため

4. 指定、登録等の基準に対するよくあるお問い合わせと回答

○「特になし」

5. 指定、登録等に係る事務・事業の料金等とその積算根拠

料金等	積算根拠
—	社団法人日本民営鉄道協会が定めた特定都市鉄道整備積立金業務規程に基づき、同協会の事務経費総額に分担比率を乗じて算出している。

6. 指定、登録等に係る事務・事業についての見直し結果（平成20年9月1日現在）

○見直した結果、特段の問題はないが、引き続き基準に沿った運用に努めることとする。

7. 政策評価

○平成23年度までに実施予定。